

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	1
保安林の解除の予定	(治山林道課)	1
漁獲共済の同意成立(2号漁業)	(海洋政策課)	1
平成21年から平成23年までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	1
公告		
土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課)	2
平成20年度屋外広告物講習会の開催	(都市計画課)	2
高知県公安委員会告示		
警備員等に係る検定の実施(2件)		3
高知県選挙管理委員会告示		
高知海区漁業調整委員会委員選挙の当選者の住所及び氏名	8・2 掲示	4
政治団体設立の届出		4
政治団体異動の届出		5
政治団体解散の届出		5
落札公告		
落札者等の公告(2件)	(情報政策課)	5

告 示

高知県告示第528号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。
平成20年8月19日

高知県知事 尾崎 正直

指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査の年月日	受付時間	検査の場所
土佐市、宿毛市、土佐清水	平成20年9月25日及び26日	午前9時から正午まで及び午後	高知県計量検定所

市、四万十市、香南市、香美市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町

1時から午後4時まで

高知県告示第529号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により告示する。

平成20年8月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡津野町黒川字長持石1173の6(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
無線施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第530号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成20年8月19日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

- 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市脇地以東の区域
総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業
- 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市行当の区域
総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業
- 高知県漁業協同組合の地区のうち旧室戸漁業協同組合の地区のうち室戸市新村以西の区域
総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主としてきんめ釣りを営む漁業

高知県告示第531号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成21年1月1日から平

成23年12月31日までの間に県が発注する物品の購入(製造を含む。)又はサービス(清掃、警備及び設備保守管理を除く。)の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

平成20年8月19日

高知県知事 尾崎 正直

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者(以下「有資格者」という。)は、平成20年9月1日(以下「審査基準日」という。)において2の(2)から(8)までのいずれにも該当しない者で、1に定める資格審査事項により審査し、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。

1 資格審査事項は、次に掲げるとおりとする。

- 審査基準日の直前2年以上の期間事業を継続している者にあつては直前2年の、2年未満の期間事業を継続している者にあつては直前1年の各事業年度における販売高又は製造高について算出した年間平均販売又は製造の実績高
- 審査基準日の前日における営業年数
- 審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額(法人にあつては純資産の額を、個人にあつては次年繰越しの純資本金の額をいう。)
- 審査基準日の前日における事業に従事する者の数

2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

- 1に定める資格審査事項により審査した結果、参加資格を得られなかった者
- 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
- 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- 審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
- 消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
- 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしておらず、かつ、今後個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業

員がない者にとっては個人住民税を特別徴収するべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

第2 資格審査の申請の時期、方法等

1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を平成20年9月16日(火)から同年10月17日(金)までの間に知事に提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもってこれに代えることができる。

- (1) 営業概要書(知事が別に定める様式による。)
- (2) 登記事項証明書(個人にあっては、営業証明書又は営業確認書)
- (3) 身分証明書(個人の場合のみ。本籍のある市町村長が証明したもの)
- (4) 印鑑証明書
- (5) 納税証明書(審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税について滞納がないことが分かる証明書)
- (6) 納税証明書(消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書)
- (7) 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(知事が別に定める様式による。)
- (8) 財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年分のもの)
- (9) 営業許可証又は認可証の写し(医療機器、医薬材料、運送、廃棄物処理等で、国又は地方公共団体の許認可が必要な業種の場合のみ)
- (10) 印刷に関する保有設備等申告書(知事が別に定める様式による。)
- (11) (1)から(10)までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格決定通知書又は競争入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

第4 申請書の記載事項の変更届

申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号若しくは名称又は住所
- 2 代表者等の職名又は氏名
- 3 電話番号又はファクシミリ番号
- 4 実印又は使用印鑑

第5 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、平成21年1月1日(競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日が平成21年1月2日以降のときは、当該決定した日)から平成23年12月31日までとする。

第6 有資格者の追加登録

有資格者の競争入札参加資格者登録名簿への追加登録(以下「追加登録」という。)は、平成21年1月5日(月)から随時行うものとする。ただし、登録日は、知事が特に認める場合を除き、資格審査の申請があった月の翌々月の初日とする。

また、追加登録において審査基準日に相当する日は、資格審査の申請があった月の前月の初日とする。

第7 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(2)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。
- 2 申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第8 指名停止等

知事は、有資格者について、業務に関し不誠実、法令違反等の行為があったとき又は経営不振等のときは、知事が別に定める基準により指名停止又は指名不選定とすることがある。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、日下、加茂土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年8月19日

高知県知事 尾 正直

役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	森下 武英	高岡郡日高村下分	1148 - 1
"	鎮西 靖	" " 沖名	222
"	森本 國治	" " "	5126 - 5
"	矢野 忠孝	" " "	1673
"	西川 純夫	" " "	741 - 5
"	柏井 建雄	" " 本郷	2984
"	中山 紀彦	" " "	1184 - 1
"	坂本 敏	" " "	2007
"	野村 富重	" " "	2210 - 1
"	北添 貴雄	" " 岩目地	1182 - 1
"	正岡 辰雄	" " "	668 - 12
"	岡本 瑛三	佐川町加茂	753

"	片岡 秀彦	" " "	3111
監事	北添 安	" 日高村本郷	1832
"	西森 正治	" " 沖名	5010
(就任)			
理事	森下 武英	高岡郡日高村下分	1148 - 1
"	鎮西 靖	" " 沖名	222
"	森本 國治	" " "	5126 - 5
"	矢野 忠孝	" " "	1673
"	門田 照宣	" " "	44 - 13
"	柏井 建雄	" " 本郷	2984
"	中山 紀彦	" " "	1184 - 1
"	坂本 敏	" " "	2007
"	野村 富重	" " "	2210 - 1
"	北添 貴雄	" " 岩目地	1182 - 1
"	正岡 照善	" " 九頭	298
"	岡本 瑛三	佐川町加茂	753
"	片岡 秀彦	" " "	3111
監事	北添 安	" 日高村本郷	1832
"	西森 正治	" " 沖名	5010

~~~~~  
高知県屋外広告物条例(平成8年高知県条例第5号)第42条の規定により、平成20年度屋外広告物講習会(以下「講習会」という。)を次のとおり開催する。  
平成20年8月19日

高知県知事 尾 正直

- 1 講習会の対象者  
屋外広告業に従事している者若しくは広告物若しくは掲出物件を管理する者又は屋外広告業に従事しようとし、若しくは広告物若しくは掲出物件の管理する者になろうとする中学校卒業以上の者
- 2 講習会の日時  
平成20年10月9日(木)午前9時から午後5時まで
- 3 講習会の場所  
高知市丸ノ内二丁目1-10 高知城ホール
- 4 講習会における講習科目  
(1) 広告物及び掲出物件に関する法令  
(2) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項  
(3) 広告物及び掲出物件の施工に関する事項
- 5 講習会の受講手続  
(1) 受講申込みの受付及び期間  
ア 申込先  
高知市丸ノ内一丁目2番20号(郵便番号780-8570)  
高知県土木部都市計画課  
イ 受付期間

平成20年9月1日(月)から同月26日(金)まで  
 郵送の場合は、平成20年9月26日までに必着すること。

ウ 受講定員  
 会場の都合上、先着100名までとする。

(2) 受講申込書  
 高知県土木部都市計画課及び各土木事務所に備える所定の  
 用紙を用いること。

(3) 受講手数料  
 受講手数料 3,400円  
 3,400円に相当する額の高知県収入証紙を受講申込書の高  
 知県収入証紙はり付け欄にはり付けて納入すること(高知県  
 収入証紙には、消印をしないこと。)

(4) 講習科目の一部免除  
 高知県屋外広告物条例施行規則(平成8年高知県規則第81  
 号)第27条第2項の規定により、講習会における講習科目の  
 うち、広告物及び掲出物件の施工に関する事項の受講の免除  
 を受けようとする者は、その資格を有することを証明する書  
 面の写しを受講申込書に添えて提出すること。

6 講習会に関する問い合わせ先  
 講習会についての詳細は、高知県土木部都市計画課(電話番  
 号088-823-9846)に問い合わせること。

-----  
 公安委員会告示  
 -----

高知県公安委員会告示第13号  
 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警  
 備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施  
 する。

平成20年8月19日  
 高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
 貴重品運搬警備業務 2級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所  
 (1) 検定の実施日及び開始時間  
 平成20年11月21日(金)午前9時

(2) 検定の実施場所  
 香川県高松市郷東町587番地1  
 香川地域職業訓練センター  
 電話番号087-882-5464

3 検定の実施予定人員  
 10人

4 受検資格者  
 高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」  
 という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けら  
 れた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有

する警備員」という。)

5 検定の方法  
 学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90  
 パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に  
 合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験  
 ア 警備業務に関する基本的な事項  
 イ 法令に関すること。  
 ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両  
 (以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに  
 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。  
 エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗  
 難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する  
 こと。

(2) 実技試験  
 ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び  
 周囲の見張りに関すること。  
 イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗  
 難等の事故が発生した場合における応急の措置に関する  
 こと。

6 検定申請手続  
 検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行う  
 こと。

(1) 検定申請の受付期間  
 平成20年10月1日(水)から同月21日(火)まで(日曜  
 日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法  
 律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分か  
 ら午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法  
 検定申請書等は、県内に住所を有する者には住所  
 地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあっ  
 てはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出す  
 ること。  
 なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等  
 ア 検定申請書 1通  
 イ 県内に住所を有する者には住所を疎明する書  
 面、県外に住所を有する警備員には当該営業所に  
 属することを疎明する書面 1通(現に警備員であっ  
 て、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知  
 県内に有するものには、いずれも提出することを  
 要しない。)

ウ 写真(検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上  
 三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメ  
 ートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載

したもの) 2枚

(4) 受検対象者の確定方法  
 受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定  
 人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付  
 受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を  
 受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料  
 検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の  
 額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付す  
 ること。  
 なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項  
 (1) 受検時の服装  
 警備員にあっては制服とし、その他の者にあっては実技試  
 験を受けられる服装とすること。  
 (2) 持参品  
 ア 受検票  
 イ 筆記用具  
 ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運  
 動帽  
 エ 雨着(雨天時に使用する。)

9 その他  
 この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県  
 公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先  
 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番  
 号088-826-0110内線3023、3024、3027)又は県内の各警察署  
 警備担当係  
 高知県公安委員会告示第14号  
 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する警  
 備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施  
 する。

平成20年8月19日  
 高知県公安委員会委員長 近森 正幸

1 検定を実施する警備業務の種別及び級  
 貴重品運搬警備業務 1級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所  
 (1) 検定の実施日及び開始時間  
 平成20年11月26日(水)午前9時

(2) 検定の実施場所  
 高知市春野町芳原2485番地  
 高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員  
 30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者(以下「県内に住所を有する者」という。)又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員(以下「県外に住所を有する警備員」という。)で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、貴重品運搬警備業務1級検定受検資格認定書(以下「1級検定受検資格認定書」という。)の交付を受けたもの

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

- (1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(2) 実技試験
ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続

検定を受けようとする者は、次により検定申請の手続を行うこと。

- (1) 検定申請の受付期間
平成20年10月20日(月)から同年11月7日(金)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間とする。
(2) 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつては

てはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。

- なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
(3) 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 県内に住所を有する者にあつては住所を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通(現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。)
ウ 写真(検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2枚
エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通
(ア) 4の(1)に該当する者にあつては、貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び貴重品運搬警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面
(イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し
(4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。
(5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書を受理した警察署において受検票を交付する。
7 検定手数料
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
8 検定の実施に関し必要な事項
(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
(2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子(制服で使用している帽子、ヘルメット等)又は運動帽
エ 雨着(雨天時に使用する。)
オ 昼食(学科試験に合格した場合に必要となる。)

9 検定の実施に関する問い合わせ先

高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号088-826-0110内線3023、3024、3027)又は県内の各警察署警備担当係

-----
選挙管理委員会告示
-----

高知県選挙管理委員会告示第54号
平成20年7月31日執行の高知海区漁業調整委員会委員選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
平成20年8月2日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

Table with 2 columns: 住所 (Address) and 氏名 (Name). Rows include: 高知県高岡郡中土佐町久礼6285番地1 (清岡 国 男), 高知県高岡郡中土佐町上ノ加江2537番地の1 (柴田 皓 司), 高知県室戸市羽根町乙3209番地 (林 竹 松), 高知県幡多郡黒潮町佐賀3079番地 (村 越 比佐夫), 高知県須崎市下分甲2316番地3 (和田 義 光), 高知県宿毛市片島4番63-1号 (埜 下 善 也), 高知県香南市赤岡町360番地2 (志磨村 公 夫), 高知県土佐清水市市場町7番14号 (新 谷 猛), 高知県土佐市宇佐町宇佐3159番地の78 (鳴 滝 清一郎)

高知県選挙管理委員会告示第58号
政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成20年8月19日
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
その他の政治団体

Table with 5 columns: 名称 (Name), 代表者氏名 (Representative Name), 会計責任者氏名 (Accounting Officer Name), 主たる事務所の所在地 (Main Office Location), 届出年月日 (Reporting Date)

|                            |            |            |                             |              |
|----------------------------|------------|------------|-----------------------------|--------------|
| 日本業業<br>政治連盟<br>高知県支<br>部  | 中澤 栄一<br>郎 | 曾我部 芳<br>文 | 高知市大<br>津乙1842<br>- 1       | 平20・7・<br>2  |
| 大二郎の<br>旗                  | 橋本 大二<br>郎 | 斧 裕介       | 高知市堺<br>町9 - 18             | 平20・7・<br>7  |
| 竹内強後<br>援会                 | 池田 廣       | 長山 梢       | 安芸郡芸<br>西村和食<br>甲306 -<br>2 | 平20・7・<br>25 |
| 防衛問題<br>研究会高<br>知市政治<br>連盟 | 石黒 聰       | 四宮 久雄      | 高知市比<br>島町二丁<br>目10 - 45    | 平20・7・<br>25 |

高知県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成20年8月19日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

| 区分      | 名称                             | 代表者氏<br>名 | 会計責任<br>者氏名 | 主たる事<br>務所の所<br>在 地     | 届出年月日       |
|---------|--------------------------------|-----------|-------------|-------------------------|-------------|
| 異動<br>前 | 自由民<br>主党高<br>知県不<br>動産支<br>部  | 異動なし      | 新谷 欽<br>吏   | 異動なし                    | 平20・7・<br>3 |
| 異動<br>後 |                                |           | 西川 正<br>志   |                         |             |
| 異動<br>前 | 自由民<br>主党高<br>知県ト<br>ラック<br>支部 | 異動なし      | 石黒 聰        | 異動なし                    | 平20・7・<br>4 |
| 異動<br>後 |                                |           | 長山 泰        |                         |             |
| 異動<br>前 | 自由民<br>主党馬<br>路村支<br>部         | 大野 忠<br>康 | 小松 博        | 安芸郡馬<br>路村馬路<br>770 - 1 | 平20・7・<br>7 |

|         |                               |           |      |                      |              |
|---------|-------------------------------|-----------|------|----------------------|--------------|
| 異動<br>後 |                               | 清岡 博<br>基 | 大野 忍 | 安芸郡馬<br>路村馬路<br>3505 |              |
| 異動<br>前 | 自由民<br>主党四<br>万十町<br>窪川支<br>部 | 国元 清<br>隆 | 異動なし | 異動なし                 | 平20・7・<br>14 |
| 異動<br>後 |                               | 山上 利<br>嗣 |      |                      |              |

その他の政治団体

| 区分      | 名称                             | 代表者氏<br>名 | 会計責任<br>者氏名 | 主たる事<br>務所の所<br>在 地  | 届出年月日        |
|---------|--------------------------------|-----------|-------------|----------------------|--------------|
| 異動<br>前 | 高知県<br>トラッ<br>ク事業<br>者政治<br>連盟 | 異動なし      | 石黒 聰        | 異動なし                 | 平20・7・<br>1  |
| 異動<br>後 |                                |           | 長山 泰        |                      |              |
| 異動<br>前 | 高知県<br>不動産<br>政治連<br>盟         | 異動なし      | 新谷 欽<br>吏   | 異動なし                 | 平20・7・<br>3  |
| 異動<br>後 |                                |           | 西川 正<br>志   |                      |              |
| 異動<br>前 | 高知県<br>看護連<br>盟                | 西内 清<br>江 | 森下 稔<br>恵   | 高知市神<br>田2068 -<br>4 | 平20・7・<br>9  |
| 異動<br>後 |                                |           | 柿本 佳<br>代子  |                      |              |
| 異動<br>前 | 大二郎<br>の旗                      | 異動なし      | 異動なし        | 異動なし                 | 平20・7・<br>25 |
| 異動<br>後 | チー<br>ム大<br>二郎                 |           |             |                      |              |

高知県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成20年8月19日  
高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫  
その他の政治団体

| 名称                  | 主たる事務所の<br>所在地            | 代表者氏名 | 政治団体<br>でなくな<br>った理由 | 届出年<br>月日    |
|---------------------|---------------------------|-------|----------------------|--------------|
| 伊藤たて<br>お後援会        | 吾川郡いの町<br>1132 - 1        | 伊藤 義孝 | 解散                   | 平20・<br>7・3  |
| 暮らしの<br>りづくり<br>委員会 | 吾川郡仁淀川町<br>森2599 - 7      | 大野 直孝 | 解散                   | 平20・<br>7・7  |
| 田辺幹男<br>後援会         | 高岡郡四万十町<br>西ノ川12 - 4      | 那須 富男 | 解散                   | 平20・<br>7・16 |
| 依光隆夫<br>後援会         | 香美市土佐山田<br>町宝町一丁目1<br>- 7 | 岡本 章博 | 解散                   | 平20・<br>7・25 |

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成20年8月19日

高知県知事 尾 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
給与計算事務外23業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県政策企画部情報政策課 高知市本町四丁目1 - 16 高知電気ビル
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1 - 16
- 5 随意契約に係る契約金額  
83,160,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成20年8月19日

高知県知事 尾 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
平成20年度財務会計システム運用委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県政策企画部情報政策課 高知市本町四丁目1-16 高知電気ビル
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成20年3月31日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1-16
- 5 随意契約に係る契約金額  
月額 3,879,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
政令第10条第1項第1号に該当するため